

# 告 示

## 埼玉県告示第千二百二十二号

測量計画機関である越生町から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和六年十月八日

埼玉県知事 大野 元裕

- 一 測量計画機関  
越生町
- 二 作業種類  
公共測量（空中写真測量）
- 三 作業地域  
入間郡越生町の一部
- 四 作業期間  
令和六年八月二十九日から令和七年一月三十一日まで